

北海道告示第10399号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和元年9月9日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2982号	炭酸カルシウム肥料	TG石灰肥料2号	アルカリ分 50.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 テツゲン	東京都千代田区富士見一丁目4番4号	令和7.10.3